

鳥取県公報

告示

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌の日が休日には、その日)

鳥取県告示第八百八十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

◇告示

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（〃）

土地改良事業の工事の完了（五件）（〃）

県営土地改良事業の工事の完了（〃）

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令（一件）（造林課）

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令（〃）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）

平成元年七月二十三日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選舉の候補者の選舉運動に関する告白書の要旨

他の収入並びに支出の報告書の要旨

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◆選管告示

◆公安告示

指定番号	種別	題	号	發行記号等	表示された発行所名
3441	雑誌その他 の刊行物	お腹かせ ないよないしょ	KH— KE		アリス出版
3442	"	PLAY MATE	KH— KD		アリス出版
3443	"	THE ラブニュース	LJ— 10—J		アリス出版
3444	"	姉妹相姦 体験姉妹	KH— KC		Do 企画
3445	"	SWEET 色づき性器	ST— 10—J		Do 企画
3446	"	Milkey	MK— 9—J		Do 企画
3447	"	MESSAGE	ME— 10—J		Do 企画

3448	"	メロン通信 88／9月号増刊 VIDEO GAL No.1	雑誌コードビデオ出版株式会社 ト186 04-9
3449	"	ベストビデオ 4月号	雑誌コード三和出版株式会社 ト179 04-9
3450	"	ザ・ヒット MAGAZINE 4月増刊号 モンロー・ハウス No.1	雑誌コード三和出版株式会社 ト141 6-4
3451	"	アップル通信 5月号	雑誌コード三和出版株式会社 ト155 9-5
3452	"	オレンジ通信 5月号	雑誌コード株式会社東京三世 ト021 89-25
3453	"	オレンジ通信 6月号	雑誌コード株式会社東京三世 ト021 89-6
3454	"	ギャルズ アクション 6月号	雑誌コード考友社出版株式会社 ト258 3-6
3455	"	Cosmos 通信 6月号	雑誌コード考友社出版株式会社 ト369 3-6
3456	"	美少女CLUB 6月号	雑誌コード株式会社サン出版 ト763 5-6
3457	"	美少女通信 6月号	雑誌コード考友社出版株式会社 ト1764 5-6
3458	"	ギャルズ アクション 6月増刊号 おたのしみ生誕女子高生	雑誌コード考友社出版株式会社 ト258 4-6
3459	"	ボッキー通信 8月号	なし 株式会社浪速書房
3460	"	GALS STORY 9月号	なし 三共図書出版社
3461	"	ピーチ通信 9月号	なし 三共図書出版社

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基いて、次のとおり稻光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した他の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年八月一十九日

鳥取県知事 西 尾 四 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 小原茂 西伯郡大山町唐王六九九
田中博文 妻木五一三

昭和六十一年四月十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 小原茂 西伯郡大山町唐王六九九
田中博文 妻木五一三

昭和六十一年四月二十日就任 任期四年

退任した役員の氏名及び住所

理事 渡辺固為 西伯郡大山町平二八一

角田豊 神原一七三
高虫開平 中高二八

岡田隆晴 三五二一四

瀬尾賢一 野田一五九
山根哲郎 唐王六四四

就任した役員の氏名及び住所	瀬川 正一 山内正一 金川 豊明 本多明 山根和雄 山根準一 田中重昭 平成元年五月四日退任	妻木六八二 稻光六 八六 上万四三八 四七一 莊田六四二 清原二八二
理事	杉谷健一 角田豊 高虫開平 岡田輝仲 瀬尾正一 山根哲郎 河本實 山内正一 金川豊 本多明 諸遊皎 福見和 田中重昭 平成元年五月五日就任 任期四年	西伯郡大山町平二六七 神原一七三 中高二八 神原二一九一一 野田一六 唐王六四四 清原一三六 妻木六八二 稻光六 八六 上万五九四 莊田六四二 五

鳥取県告示第八百九十一号

大鵬土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）耳地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

縦覧に供する期間

平成元年八月三十日から二十日間

縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大鵬土地改良区事務所

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十一号

日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（小原）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、

平成元年8月29日 火曜日

鳥取県公報

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年八月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十二号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）畑池地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年八月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十三号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）福島地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	団体宮ほ場整備事業尾崎地区ほ場整備	昭和五十九年三月二十一日
"	"	昭和六十三年三月十
三高地区	"	九日

鳥取県告示第八百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総質期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
鳥取県告示第八百九十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間
平成元年八月三十日から二十日間

三　縦覧に供する場所
溝口町役場

四　異議の申出

良田地区	昭和六十二年三月二日
大畠地区	平成元年三月二十五日
福井地区	昭和六十二年三月十五日
土地改良総合整備事業（小規模排水）伏野地区区画整理	昭和六十三年三月二日
三谷奥地区	昭和六十三年三月二日
土地改良総合整備事業（同和対策）中村地区ほ場整備	昭和六十二年十二月十五日
農村総合整備モデル事業鳥取南部（玉津）	昭和五十九年三月二十一日
鳥取南部（猪子）	昭和五十八年三月二十二日
農村基盤総合整備事業細見地区	昭和五十九年三月二十一日
楓原地区	平成元年三月十五日
堤見地区区画整理	昭和六十三年一月三十一日
農林業同和対策事業倭文地区ほ場整備	昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
関金町	地区再編農業構造改善事業山口地区農用地造成	昭和六十一年十一月三日
"	農村地域農業構造改善事業南谷(向山)地区	昭和六十二年十二月二十日 平成元年三月二十五日
"	地域農業拠点整備事業野添地区	昭和六十三年三月一十五日
	農道整備	

鳥取県告示第八百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大栄町	農村総合整備モデル事業大栄(下坂)地区	昭和五十五年三月二十五日
"	団体宮農道舗装事業東峯地区	昭和五十四年十一月二十四日

単県土地改良事業島地区農業用用排水
土地改良総合整備事業(一般)原地区農業用用排水と農道整備を一体としたもの

昭和五十四年五月三十一日
昭和五十七年二月二十六日

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
北条町土	土地改良総合整備事業(水田小規模排水)	昭和六十一年三月二十一日
"	曲地区農業用用排水	昭和五十九年三月二十日

十日
昭和六十一年三月二十一日
昭和五十九年三月二十日
平成元年三月十日

事業主体	地改良区	土地改良事業の名称
米子市 ケ村 地改良区	壤土 よ排水	農村地域農業構造改善事業日原地区暗き
"	"	"
南部地区	"	"
昭和五十九年四月三 十日	昭和五十八年二月二 十三日	工事完了年月日

鳥取県告示第八百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第二百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西尾 邑次

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第九百号

土地改良事業の名称
県営排水対策特別事業横良川地区農業用排水
工事完了年月日
平成元年三月十五日

平成元年八月二十九日

県下全域

一 区域及び期間

鳥取県告示第八百九十九号

平成元年8月29日 火曜日

鳥取県公報

2 期間

平成元年九月十八日から平成二年二月二十八日まで

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

1 区域
県下全域2 期間
平成元年九月十八日から平成二年二月二十八日まで

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を行うこと。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第九百一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県告示第九百二号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

島取県告示第九百三号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

一 区域及び期間

1 区域

鳥取県下全域

2 期間

平成元年九月十八日から平成二年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 その他必要な事項

1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 二に掲げる措置について破碎を行う場合においても、枝条は焼却すること、破碎については、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チッパーにより破碎する場合にあっては、十五ミリメートル）以下となること。

3 二に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第九百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年8月29日 火曜日

鳥取県公報

公演の種類等

期

日

会

場

- 1 次の公演に係る入場料の収納事務
2 委任させた事務

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年八月二十九日

鳥取県告示第九百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十条第四項後段の規定により告示する。

鳥取県美術展覧会

平成元年九月十七日から同月十五日まで

鳥取県立博物館

平成元年十月六日から同月三十一日まで

米子市美術館

展覧会の種類等

期

日

会場

次の展覧会に係る出品料の収納事務

原田直之民謡公演	平成元年十月二二日	倉吉福祉社会館
平成元年十月十三日	米子市公会堂	
平成元年十月二二十八日	鳥取市民会館	

2

- 二 委任を受けた出納員
一 の1の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 民木一美

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 民木一美
主任 橋本節子
主事 伊木秋雄

- 三 委任期間
一の1の事務

平成元年九月四日から同年十一月四日まで

1 の 2 の事務

平成元年九月十四日から同月二十三日まで

公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書要旨

1 選挙の種類 平成元年 7月23日執行参議院鳥取県選舉区選出議員選舉

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

17,276,500円

3 報告書の要旨

選挙管理委員会印

鳥取県選挙管理委員会印

公職選挙法（昭和三十五年法律第二百四号）第一百八十九条第一項の規定どより提出された平成元年七月一日至三日執行の参議院鳥取県選舉区選出議員選挙の候補者の選挙運動に關したる寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨が、次のとおりである。

平成元年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 錠

候補者氏名	宅野亮介	所属党派	日本共産党	期間 6月10日から第1回分	
				出納責任者名	宮 内 影 昭

収入 主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	支出 人 件 費				
	船 井 昭 一	医 師	選 事 務 所 費	6月	7月
佐々木 基 次	100,000		263,076		
日本共産党中央委員会	30,000		262,576		
鳥取県中野光谷辺橋木暮高錦裏	30,000		500		
大駿信周	100,000		10,639		
平之	30,000		4,584		
博修幸郎	50,000		903,500		
一憲	50,000		322,040		
土農	50,000		2,269		
建	50,000		14,877		
業	50,000		15,000		
坂	50,000		7,000		
その他	9 件	90,000			
その他	1,542,985	—	1,542,985		
今 回 計	1,542,985	—	1,542,985		
前 総					

報告書受理年月日 平成元年 8月 7日 第1回報告分

平成元年8月29日 火曜日

鳥取県公認

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成元年7月23日執行参議院鳥取県選舉区選出議員選舉
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
17,276,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西村尚治	所属党派	自由民主党	期間	6月1日から第1回分
出納責任者氏名	木下金治				
収入		円	支出	円	
主たる寄附			人件費		
(氏名、団体名)(職業)(寄附額)			屋費		
西村尚治後援	6,000,000		選挙事務所費		
政治団体			集合会場費		
			通信費		
			信通刷告具糧泊		
			文食休雜		
			費費費費費費		
その他の寄附	—				
その他の収入	3,000,000				
今回計	9,000,000				
前回計	—				
総計	9,000,000				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成元年7月23日執行参議院鳥取県選舉区選出議員選舉
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
17,276,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉田達男	所属党派	無所属	期間	6月1日から第1回分
出納責任者氏名	田中寅吉				
収入		円	支出	円	
主たる寄附			人件費		
(氏名、団体名)(職業)(寄附額)			屋費		
吉田達男後援	6,000,000		選挙事務所費		
会			集合会場費		
			通信費		
			信通刷告具糧泊		
			文食休雜		
			費費費費費費		
鳥取県連合会	60,240				
部落解放同盟 団体					
1,095,741					
1,876,204					
414,650					
1,095,741					
188,047					
514,200					
—					
341,272					
その他の寄附	—				
その他の収入	2,000,000				
今回計	8,060,240				
前回計	—				
総計	8,060,240				

報告書受理年月日 平成元年8月3日 第1回報告分

報告書受理年月日 平成元年8月7日 第1回報告分

公安局委員會告示

鳥取県公安委員会告示第六十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 德田博司

遊技機の種類	型	製造業者名
ゼロタイガーキングA	ゼロタイガーキングA	
ビッグシユーターⅢA	ビッグシユーターⅢA	
ビッグタイガースRA	ビッグタイガースRA	
サイボーグA	サイボーグA	
スーパービンゴA	スーパービンゴA	
ビッグサンダーA	ビッグサンダーA	
	株式会社平和	

ぱちんこ遊技機